

中国の湿地保護法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生

目 次

はじめに

I 中国の湿地

- 1 定義と分類
- 2 現況
- 3 主管部門

II 制定の背景・経緯

- 1 背景
- 2 湿地保護政策
- 3 湿地保護法規
- 4 立法過程

III 湿地保護法の概要

- 1 構成
- 2 総則
- 3 湿地管理の制度
- 4 湿地の保護及び利用
- 5 湿地の再生
- 6 法的責任

おわりに

翻訳：中華人民共和国湿地保護法

キーワード：湿地、ラムサール条約、生態文明、生物多様性、マングローブ、泥炭沼沢、外来種

要 旨

中国は、1992年のラムサール条約加入以降、湿地保護の取組を強化してきた。習近平政権では、国家目標として「生態文明」の建設、生物多様性の保護を重視し、国家公園を中心とする自然保護地域の体系を整備し、湿地保護の数値目標を設定している。2021年12月に制定された湿地保護法は、既存の行政部門の規則等を基礎としつつ、湿地の総量目標、等級別管理等の制度を整備し、利用制限を強化し、罰則規定を設け、炭素吸収効果の高いマングローブ湿地や泥炭湿地については、特に保護・再生・罰則の規定を設けた。

はじめに

2021年12月24日、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会第13期第32回会議において、「中華人民共和国湿地保護法」が制定公布され、2022年6月1日に施行されることとなった（中華人民共和国主席令第102号）⁽¹⁾。本稿では、湿地保護法の制定の背景等について解説し、同法の全文を訳出する。

I 中国の湿地

1 定義と分類

湿地（wetland）には様々な定義がある⁽²⁾が、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全等を目的とするラムサール条約（Ramsar Convention）⁽³⁾は、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるかかん水であるか⁽⁴⁾を問わず、沼沢地（marsh）、湿原（fen）、泥炭地（peatland）又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む（第1条）と定義する。湿地保護法等の中国の法令における湿地の定義（後述）は、おおむねこれと共通している。

また、同条約に基づく湿地の分類では、海洋沿岸域湿地（marine/coastal wetlands）、内陸湿地（inland wetlands）及び人工湿地（human-made wetlands）に大別される⁽⁵⁾。中国の湿地分類は、ラムサール条約による分類を参考としつつ独自の改変を加えたもので、まず、自然湿地と人工

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年2月22日である。

(1) 「中華人民共和国湿地保護法」国家法律法規数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZDk5YT Y1MTAxN2RlYjZmZDI0NTMzYWY%3D>>

(2) 「湿原・湿地の定義に関する参考資料」国土地理院ウェブサイト <<https://www.gsi.go.jp/common/000136093.pdf>>

(3) Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）。1971年採択、1975年発効。「ラムサール条約」2018.12.18. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rmsl.html>>

(4) 汽水（brackish water）とは、海水と淡水が混合した状態の低塩分の水をいう。かん（鹹）水（salt water）とは、塩分を含んだ海水等の水をいう。

(5) 「湿地分類」環境省ウェブサイト <https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html>

湿地に大別し、自然湿地は、海浜（近海・沿海）、河川、湖沼、沼沢の4種に区分される⁽⁶⁾。

2 現況

(1) 全国湿地資源調査

中国では、20世紀後半には、湖沼、沼沢等の湿地の耕地化や都市化によって、湿地面積は大幅に減少していた⁽⁷⁾。中国は、1992年にラムサール条約に加入した後、条約履行のため、1995～2003年にかけて、初の全国湿地資源調査を行った。この時の調査対象は面積100ha以上の湿地であった。その後、より正確な状況を把握するため、面積8ha以上の各種湿地及び幅10メートル長さ5キロ以上の河川湿地を対象として、2009～2013年に第2次全国湿地資源調査が行われた⁽⁸⁾。その調査結果によれば、中国全土の湿地面積は約5360万haで、国土全体の5.58%に相当し、そのうち自然湿地が約4667万ha、人工湿地が約674万haとされる⁽⁹⁾。

(2) 全国国土調査

2017年、土地管理法⁽¹⁰⁾等の規定に基づく全国国土調査の第3回調査の実施が決定され、2018～2021年に調査が実施された。この調査では、耕地、森林、草原等と並ぶ最上位の土地分類として湿地が追加され、その下位分類には、マングローブ林、森林沼沢等の7種類が設定された。この調査結果によれば、中国全土の湿地面積は、約2347万haであった⁽¹¹⁾。ただし、この国土調査における湿地は、水域等を含まないなど、上述の全国湿地資源調査の湿地とは異なる⁽¹²⁾。

3 主管部門

国務院の国家林業・草原局は、自然資源部（部は日本の省に相当）が管理する外局に当たり、国家公園管理局も兼ねる⁽¹³⁾。同局は、2018年の国の機構再編により新たに成立した機関であり、森林・草原・湿地の監督管理を統一的に行い、国家公園（後述）を主とする自然保護地域体系の構築を進めること等を目的として、旧・国家林業局の所管に加え、旧・国土資源部等の所管であった自然保護区（後述）の管理等を統合して設置された。その任務は、湿地等の保護・利用の監督管理、生態系の保護・再生、国家公園の管理等とされた⁽¹⁴⁾。国家林業・草原局の湿地管理司（司は国務院の部・局の内部部門の呼称）は、湿地保護事業の指導、湿地生態系の再

(6) 「湿地分類」湿地中国 <<http://www.shidicn.com/lib/lore/category.htm>>

(7) 「湿地退化」湿地中国 <<http://www.shidicn.com/lib/lore/degradation.htm>>

(8) 国家林业局「第二次全国湿地资源调查结果」2014.1.13. 中国网 <http://www.china.com.cn/zhibo/zhuanti/ch-xinwen/2014-01/13/content_31170323.htm>

(9) 「第二次全国湿地资源调查主要结果（2009-2013年）」2014.1.28. 国家林业和草原局 <<http://www.forestry.gov.cn/main/65/20140128/758154.html>>

(10) 「中华人民共和国土地管理法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjNjYmIzYzAxNmY0NjI2OTAzNDI3ZmM%3D>> 2019年8月26日改正、2020年1月1日施行。

(11) 「第三次全国国土调查主要数据公报」2021.8.26. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2021-08/26/content_5633490.htm>

(12) 国家林業・草原局の湿地管理司の責任者によれば、後述する8億畝（約5333万ha）の湿地面積目標は、ラムサール条約の定義による湿地を対象とすると述べている。「践行习近平生态文明思想 强化湿地保护与修复」2020.1.16. 央视网 <<http://news.cctv.com/2020/01/16/ARTIbwKxOCh7nRWOFxF2YzSj200116.shtml>>

(13) 「国家林业和草原局职能配置、内设机构和人员编制规定」2018.9.11. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2018-09/11/content_5320993.htm>

(14) 「中共中央印发《深化党和国家机构改革方案》」2018.3.21. 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm>

生、国家重要湿地の管理、湿地の開発利用の監督等を行うほか、国の国際湿地条約履行弁公室を兼ね、ラムサール条約の履行に関わる事務を担う⁽¹⁵⁾。

II 制定の背景・経緯

1 背景

(1) 生物多様性

中国政府は、1992年に生物多様性条約⁽¹⁶⁾を批准して以降、条約の規定に従い、1994年に生物多様性保護行動計画を策定し、2010年9月、生物多様性保護戦略及び行動計画（2011-2030）を策定する⁽¹⁷⁾など、生物多様性を保護するための政策を実行してきた。

2020年9月の国連総会における生物多様性サミットにおいて、習近平国家主席が演説を行った⁽¹⁸⁾。さらに、2021年10月11～15日には、中国の雲南省昆明市で、生物多様性条約第15回締約国会議が、「生態文明—地球生命共同体を共に構築する—⁽¹⁹⁾（Ecological Civilization: Building a Shared Future for All Life on Earth）」と題して開催され、「昆明宣言」が採択された⁽²⁰⁾。これと前後して、同年10月8日、「中国の生物多様性保護」と題する白書が発表された⁽²¹⁾。さらに同月19日には、中国共産党中央・国務院により「生物多様性保護の一層の強化に関する意見」が発出され、生物多様性保護の理念を後述する「生態文明」建設の全過程に盛り込む方針が示されたほか、保護措置を行った湿地の湿地全体に占める割合である湿地保護率⁽²²⁾を2025年までに55%、2035年までに60%前後にまで引き上げるといった目標が示された⁽²³⁾。

(2) 生態文明

生態文明とは、2007年に中国共産党の文書で正式に提起された概念で、生態環境を重視する「エコ社会」に近い意味である⁽²⁴⁾。習近平政権は、2012年の第18回党大会以降、経済、政治、文化、社会と並んで生態文明の建設を全面的に推進する「五位一体」⁽²⁵⁾の国家建設の全体

(15) 「湿地管理司」国家林业和草原局 <<http://www.forestry.gov.cn/sdzg/index.html>>

(16) 生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity）。生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を保障し、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的とする条約。1992年採択、1993年発効。「生物多様性条約」環境省自然環境局生物多様性センター <http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html>

(17) 「关于印发《中国生物多样性保护战略与行动计划》（2011-2030年）的通知」（环发〔2010〕106号）2010.9.17. 生态环境部 <https://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201009/t20100921_194841.htm>

(18) 习近平「在联合国生物多样性峰会上的讲话」2020.9.30. 中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5551799.htm>

(19) 中国語原文「生态文明：共建地球生命共同体」に基づき翻訳した。

(20) 「昆明宣言」〔仮訳〕〔2021.10.19〕. 環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/press/files/jp/116959.pdf>>

(21) 「中国的生物多样性保护」2021.10.8. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/08/content_5641289.htm>

(22) 「“十四五”规划《纲要》章节指标之8|湿地保护率」2021.12.25. 国家发展和改革委员会 <https://www.ndrc.gov.cn/fggz/fzzlgh/gjfgzh/202112/t20211225_1309675.html?code=&state=123>

(23) 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于进一步加强生物多样性保护的意见》」2021.10.19. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/19/content_5643674.htm>

(24) 2007年の中国共産党第17回全国代表大会における胡錦濤総書記（当時）の報告で提起された国の発展目標の一つ。岡村志嘉子「中国の環境保護法改正」『外国の立法』No.262, 2014.12, p.142. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8841954_po_02620008.pdf?contentNo=1>

(25) 中国語の正式名は「五位一体总体布局」という。胡錦濤政権期（2002～2012年）の「四位一体」に生態文明の建設を加え、経済、政治、文化、社会の各領域の建設と融合させるとした。

方針を打ち出し、「美しい中国」を国家目標に掲げる⁽²⁶⁾など、生態文明の位置付けを高めた。2015年5月の中国共産党中央及び国務院の「生態文明建設の推進加速に関する意見」⁽²⁷⁾、同年9月の国務院「生態文明改革発展総体方案（プラン）」において、全国の湿地面積を8億畝⁽²⁸⁾（約5333万ha）以上とする等の数値目標を設定した⁽²⁹⁾。2018年の憲法改正では、生態文明が憲法序文等に新たに書き込まれた⁽³⁰⁾。さらに、「緑の山河こそ金山銀山」⁽³¹⁾、「山・水・林・田・湖は生命共同体」⁽³²⁾といったスローガンに代表される「習近平生態文明思想」が提唱されている。

2 湿地保護政策

2022年1月、国務院の国家林業・草原局の湿地部門の責任者は、ラムサール条約加入後の中国の湿地保護政策を、①1992～2003年の基礎固めの時期、②2004～2015年の緊急保護期、③2016～2021年の全面保護期の三つの時期に区分した⁽³³⁾。

2004年に国務院が発出した「湿地保護管理の強化に関する通知」⁽³⁴⁾では、中国の湿地は緊急保護を要する段階にあり、湿地面積の拡大が目下第一の任務であるとして、積極的に湿地の自然保護区（後述）を設定し、自然保護区に設定する条件を満たさない湿地についても、湿地公園や野生動植物生息地に指定する等の方法により、保護を強化することとした。

2016年に国務院が発出した「湿地保護修復制度方案」（以下「湿地方案」）⁽³⁵⁾では、湿地を全面的に保護する方針が示され、等級別管理制度（後述）、目標責任制（後述）、劣化湿地の修復制度等の構築を進めること等が盛り込まれた。

3 湿地保護法規

中国では、湿地を専門に扱う法律はこれまで存在せず、湿地に関する規定は、海浜湿地に関する規定を含む海洋環境保護法⁽³⁶⁾など様々な法律に分散していた。環境領域の基本法である環境保護法は1989年に正式に制定され、2014年に改正されている⁽³⁷⁾が、2014年の改正により、

(26) 「胡锦涛在中国共产党第十八次全国代表大会上的报告（2012年11月8日）」2012.11.18. 人民网 <<http://cpc.people.com.cn/n/2012/1118/c64094-19612151-8.html>>

(27) 「中共中央 国务院关于加快推进生态文明建设的意见」2015.5.5. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2015-05/05/content_2857363.htm>

(28) 畝（ムー）は中国の面積単位で、約6.667a（1haの約15分の1）に相当する。

(29) 「中共中央 国务院印发《生态文明体制改革总体方案》」2015.9.21. 中国政府网 <http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-09/21/content_2936327.htm>

(30) 「中华人民共和国宪法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/xf/html/xf2.html>> 2018年3月11日改正、同日施行。

(31) 中国語原文は「绿水青山就是金山银山」。

(32) 中国語原文は「山水林田湖是一个生命共同体」。2017年以降、草原が加わり、「山水林田湖草」と呼称されるようになった。

(33) 「国家林草局：我国湿地保护将进入新时代高质量发展阶段」2022.1.10. 澎湃新闻 <https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_16219351>

(34) 「国务院办公厅关于加强湿地保护管理的通知」（国办发[2004]50号）2004.6.5. 中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62845.htm>

(35) 「国务院办公厅关于印发湿地保护修复制度方案的通知」（国办发[2016]89号）2016.12.12. 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/12/content_5146928.htm>

(36) 「中华人民共和国海洋环境保护法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4NzgxZDBhYWY%3D>> 2017年11月4日改正、2017年11月5日施行。

(37) 「中华人民共和国环境保护法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3NmMxZDA3MTc%3D>> 2014年4月24日改正、2015年1月1日施行。岡村 前掲注(24), pp.139-154.

「環境」の定義に湿地が初めて含まれた（第2条）⁽³⁸⁾。

2013年、国家林業局（現在の国家林業・草原局）が「湿地保護管理規定」を制定し、2017年に改正された⁽³⁹⁾。しかし、これは行政部門が定めた行政規則に過ぎなかったため、より上位の法令である行政法規又は法律の制定が課題とされてきた⁽⁴⁰⁾。

4 立法過程

全人代常務委員会の第13期（2018～2023年）の立法計画に、湿地保護に関する新法の制定が盛り込まれた。同常務委員会では、2021年1月に草案が審議された。草案の説明では、第18回（2012年）及び第19回（2017年）党大会において湿地保護の強化が盛り込まれたこと、湿地の持つ水源かん養、水質浄化、生物多様性の維持等の機能が、国の生態の安全、食料の安全等にとって重要であること、2021年がラムサール条約制定50周年であり、ラムサール条約締約国会議が中国で開催される年に当たり、本法の制定が、ラムサール条約の履行や中国の国際イメージの向上に有効であること等が、法制定の意義として指摘されている⁽⁴¹⁾。本法は、湿地保護管理規定を基礎に、「湿地方案」等の関連計画の内容を盛り込み、2021年10月に第2回目の審議を経て、同年12月の第3回目の審議の後に、可決公布された。なお、湿地保護管理規定は、湿地保護法制定後も廃止されず、依然有効である。

Ⅲ 湿地保護法の概要

1 構成

湿地保護法は全7章65か条から成り、構成は次のとおりである。第1章：総則（第1条～第11条）、第2章：湿地資源の管理（第12条～第22条）、第3章：湿地の保護及び利用（第23条～第36条）、第4章：湿地の再生（第37条～第44条）、第5章：監督検査（第45条～第50条）、第6章：法的責任（第51条～第62条）、第7章：附則（第63条～第65条）。

2 総則

(1) 目的

本法第1条では、法律制定の目的を「湿地の生態機能及び生物多様性を維持し、生態の安全を保障し、生態文明の建設を促進し、人と自然の調和共生を実現するため」とする。

(2) 定義

湿地保護管理規定（以下「規定」）第2条では、湿地とは、通年又は季節性の浸水地帯、水域及び低潮時の水深が6メートルを超えない海域をいい、沼沢湿地等の自然湿地及び重点保護

(38) 刘瑞婷・李媛辉「中国湿地法律保护的不足与完善」『湿地科学』19卷5期, 2021.10, pp.567-568.

(39) 「国家林业局关于修改《湿地保护管理规定》的决定」（国家林业局令 第48号）2017.12.5. 中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2018/content_5264891.htm> 2017年12月5日公布、2018年1月1日施行。

(40) 中国の法体系は、憲法を頂点に、法律、行政法規、行政（部門）規則等の序列順があり、上位法が優先される。岡村志嘉子「中国における立法法の改正」『外国の立法』No.265, 2015.9, pp.119-121. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9494206_po_02650005.pdf?contentNo=1>

(41) 「关于《中华人民共和国湿地保护法（草案）》的说明」2021.12.27. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/078143aa3726484592c3600f0119f947.shtml>>

野生動物の生息地等の人工湿地を含むと定義する。本法第2条の定義は、「規定」第2条の定義をおおむね踏襲しているが、水田及び養殖用の人工の水域・干潟を除くとする規定が追加された。

(3) 原則・方針

湿地の全面的保護、科学的再生、合理的利用、持続的発展という原則を掲げた「規定」第3条に対し、本法第3条では、保護の優先、厳格な管理、体系的なガバナンスといった原則を追加し、生物多様性の維持等の、湿地が有する多様な生態機能を発揮させることを規定した。

3 湿地管理の制度

(1) 総量管理

本法第13条では、国が湿地面積の総量管理制度を実施し、その総量管理目標を湿地保護の目標責任制⁽⁴²⁾に組み込むことを規定する。これは、2016年の国务院「湿地方案」は、湿地面積の総量管理を実施すると記し、2020年までに、全国の湿地面積を8億畝以上、うち自然湿地を7億畝（約4666万ha）以上とし、300万畝（約20万ha）の湿地を増やし、湿地保護率を50%以上にまで引き上げる等の数値目標を設定したことを踏まえたものである。

(2) 等級別管理

湿地はその重要度に応じ、重要湿地と一般湿地に区分され、重要湿地は国家重要湿地⁽⁴³⁾と地方(省級)重要湿地に区分されるほか、ラムサール条約に登録された国際重要湿地⁽⁴⁴⁾がある。「規定」第12条～第14条は湿地の等級別管理、同第15条～第17条は国際重要湿地の規定を設けている。本法第14条では、重要湿地は生態保護レッドライン⁽⁴⁵⁾により保護されること、国際重要湿地は国家重要湿地リストへの登録を必須とすること等が新たに規定された（表参照）。

表 湿地の等級に関する主な法規規定

| | 湿地保護管理規定（2017年改正） | 湿地保護法（2021年制定） |
|------|--|--|
| 等級区分 | 生態的地位、生態系機能、生物多様性等の重要度に応じ、国家重要湿地、地方重要湿地及び一般湿地に区分する（第12条） | 面積、生態的地位・機能、生物多様性等の重要度に応じ、重要湿地と一般湿地に区分する。重要湿地には国家重要湿地、省級重要湿地を含み、その他の湿地を一般湿地とする（第14条） |
| 重要湿地 | | 生態保護レッドラインに区分する（第14条）。マングローブ湿地はリストに入れなければならない（第34条） |
| 国家 | 国家林業局が認定基準、管理方法を制定し、リストを公開（第13条） | 国务院林業・草原主管部門がリスト・範囲を公開し、保護標識を設置（第14条）。占用は原則禁止（第19条） |
| 省級 | 省級の地方政府の主管部門が認定基準、管理方法を制定し、リストを公開（第14条） | 省級の地方政府等がリスト・範囲を公開（第14条） |
| 一般湿地 | | 県級以上の地方政府がリスト・範囲を公開（第14条） |

(42) 地方政府の責任者が目標を設定し、その達成状況を人事評価に反映させる制度をいう。

(43) 湿地の機能や効果に基づき、国にとって重要な意義が認められる湿地をいう。絶滅危惧種の生態群集を支える等の認定要件があり、国家規格である「国家重要湿地確定指標」で規定されている。「GB/T 26535-2011 国家重要湿地确定指标」国家标准全文公开系统 <<http://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=71F772D7DAA9D3A7E05397BE0A0AB82A>> 2011年6月16日公布、同年9月1日施行。

(44) 2021年末現在で64か所に達する。「中国国际重要湿地名录」2021.4.12. 国家林业和草原局 <<http://www.forestry.gov.cn/sdzc/4706/20210412/105443352610774.html>>

(45) 生態系空間の中でとりわけ重要な生態機能を有し、強制的な厳格な保護を必要とする区域を指す。「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于划定并严守生态保护红线的若干意见》」2017.2.7. 中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5174504.htm>

| | | |
|--------|---|------------------------------------|
| 国際重要湿地 | ラムサール条約の基準を満たす湿地に対し、指定申請することができる。国家林業局が申請の受理・審査を行い、省級政府等の同意と条約事務局の認可を経て、リストに登録される（第15条） | 国際重要湿地は、国家重要湿地リストに入れなければならない（第14条） |
|--------|---|------------------------------------|

（出典）湿地保護管理規定及び湿地保護法の条文を基に筆者作成。

（3）湿地の占用に対する制限

「規定」第30条は、建設工事では基本的に湿地を占用してはならず、占用の際は、その内容に見合う補償を先に行うこと、臨時的占用は2年を限度とし、占用した土地に対し、期限内に生態再生を行うことを義務付ける。本法では、国家重要湿地の占用禁止（第19条）、湿地の一時的占用の条件（第20条）、重要湿地の復旧又はその費用納付義務（第21条）を追加した。

4 湿地の保護及び利用

（1）国家公園等の枠組による保護

本法第24条は、省級以上の政府及びその関係部門が、湿地を国家公園、自然保護区、自然公園に組み込んで保護することを規定する。自然保護区⁽⁴⁶⁾や自然公園⁽⁴⁷⁾は、自然保護の従来枠組であり、2021年末現在、湿地自然保護区は602か所、湿地公園は1,600余り存在する⁽⁴⁸⁾。これに対し国家公園は、国の代表的な自然生態系の保護を目的として、国が認可し、管理を指導する区域として設定された陸地又は海域とされる。従来の枠組は、対象が細分化され、保護体制が重複し非効率である等の弊害があったため、国家公園は、自然環境をよりトータルに保護するための枠組として構想されたものである⁽⁴⁹⁾。2013年の中国共産党中央委員会第18期第3回全体会議で新たに提起され⁽⁵⁰⁾、2017年9月の「国家公園体制構築総体方案」⁽⁵¹⁾、2019年6月の「国家公園を主体とする自然保護地域体系の確立に関する指導意見」⁽⁵²⁾により、国家公園を主力として、保護面積を拡大する方針が示された。2021年10月には、5か所の国家公園が正式に認定されている⁽⁵³⁾。

(46) 代表的な自然生態系や希少な野生動植物種が多数分布する地域、特殊な意義を持つ自然遺跡等が所在する陸地・海域等に対し、一定の面積で区切り特別な保護と管理を行う区域をいう。「中华人民共和国自然保护区条例」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjNjYmIzYzAxNmY0MTNhNTU1NDFlkZGI%3D>> 2017年10月7日改正、同日施行。

(47) 重要な自然の生態系、遺跡、景観を保護するもので、湿地公園のほかに森林公園、海洋公園などがある。湿地公園の建設は2005年から開始され、国家レベルと地方レベルとに区分される。国家湿地公園は、湿地生態系の保護、湿地の合理的利用、湿地に係る宣伝教育及び科学研究を目的として、国の林業部門の認可を受け、保護・管理がなされる区域をいう。「林业局关于印发《国家湿地公园管理办法》的通知」（林湿发[2017]150号）2017.12.27. 中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2018/content_5299615.htm>

(48) 「加入《湿地公约》30年 中国湿地生态状况持续改善」2022.1.11. 国家林业和草原局 <<http://www.forestry.gov.cn/main/142/20220124/100046756327149.html>>

(49) 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于建立以国家公园为主体的自然保护地体系的指导意见》」2019.6.26. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2019-06/26/content_5403497.htm>

(50) 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」2013.11.15. 同上 <http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm>

(51) 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《建立国家公园体制总体方案》」2017.9.26. 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/2017-09/26/content_5227713.htm>

(52) 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于建立以国家公园为主体的自然保护地体系的指导意见》」前掲注(49)

(53) 「首批国家公园正式设立」2021.10.13. 人民网 <<http://cpc.people.com.cn/n1/2021/1013/c64387-32251787.html>>

(2) その他の保護制度

「規定」第 29 条は、湿地内での実行を禁止する行為を列挙しており、その内容の多くは、湿地を破壊する禁止行為を列挙した本法第 28 条に継承されている。ただし、「規定」第 29 条第 5 号（野生動物の生息地及び移動経路等の破壊）、同条第 6 号（外来種の導入）に相当する内容は、野生動植物の生育環境に対する保護措置を定めた本法第 30 条において、より詳細に記されている。このほか、本法第 29 条では、県級以上の政府関係部門の役割として、湿地有害生物の監視等を義務付けている。

(3) 湿地の種類別の保護

本法第 5 条では、国家林業・草原局以外の関係部門も、所掌に応じて保護業務を担うことを明記している。本法第 31 条では、国务院の水利部による河川湿地の保護、同第 32 条では、自然資源部による海浜湿地の保護、同第 33 条では、住宅・都市農村建設部による都市内の人工湿地の保護について、それぞれ新たに規定を設けている。

このほか、炭素吸収効果の高いマングローブ湿地や泥炭沼沢湿地についての規定を設ける。

(i) マングローブ湿地

マングローブは、熱帯・亜熱帯の河口汽水域に生育する植物群をいい、中国の湿地分類では、海浜（近海・沿海）湿地に属し、生物多様性の維持、炭素吸収等の面での大きな効果が期待されている。2017 年 4 月、習主席は広西チワン族自治区への視察時に、マングローブ保護の重要性に言及し⁽⁵⁴⁾、2020 年 8 月、自然資源部と国家林業・草原局は、マングローブ保護再生専門行動計画を発表し、既存のマングローブの再生と新たな植林を並行して進め、2025 年までに 1 万 8,800ha 増加させるという目標を掲げた⁽⁵⁵⁾。

第 34 条では、マングローブ湿地に対する特別な保護措置として、県級以上の政府に対し、専門計画の策定を義務付け、重要湿地リストへの登録を必須とし、占用の禁止、生態の破壊や過度の採取等の禁止を規定する。

(ii) 泥炭沼沢湿地

泥炭沼沢湿地とは、沼沢湿地のうち泥炭の生成のあるものをいう（本法第 63 条）。2018 年のラムサール条約第 13 回締約国会議では、炭素蓄積効果の高い泥炭地等の沿岸生態系の価値が認識された⁽⁵⁶⁾。本法第 35 条では、マングローブと同様に、専門計画の策定義務や重要湿地リストへの登録義務を規定するほか、泥炭湿地での泥炭の採掘や地下水の採取を禁止する。なお、泥炭採掘の禁止は、「規定」や本法の草案には規定されず、審議の過程で新たに追加されたものである⁽⁵⁷⁾。

(54) 「扎实推动经济社会持续健康发展 以优异成绩迎接党的十九大胜利召开」2017.4.22. 同上 <<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/0422/c64094-29228510.html>>

(55) 「红树林保护修复专项行动计划（2020-2025 年）」2020.8.28. 国务院新闻办公室 <<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/42311/44457/xgzc44463/Document/1694452/1694452.htm>>

(56) 「ラムサール条約」前掲注(3)

(57) 「全国人民代表大会宪法和法律委员会关于《中华人民共和国湿地保护法（草案）》审议结果的报告」2021.12.24. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/f137c44d7bb04e51b0ae86bf854d7aee.shtml>>

(4) 湿地生態保護補償制度

生態保護補償制度とは、政府の財政支出や市場取引などの手段を通じて、生態保護者が生態保護責任履行のために増えた支出やコストに対し、適切な補償を与える奨励的な支援制度をいう⁽⁵⁸⁾。2016年に「生態保護補償メカニズムの整備に関する意見」⁽⁵⁹⁾、2021年には「生態保護補償制度改革の深化に関する意見」⁽⁶⁰⁾が発出された。これらの文書を踏まえ、本法第36条では、湿地を対象とする生態保護補償に対する国や政府の方針を規定する。

5 湿地の再生

「湿地方案」では、「劣化湿地の再生制度の構築」が盛り込まれ、再生に責任を持つ主体の明確化、様々な手段による湿地面積の拡大、再生プロジェクトの実施、再生効果に対する監督強化等を打ち出した。

「規定」では、第26条で劣化湿地の再生に関する規定を設けるだけであるのに対し、本法では、「湿地の再生」の章を新設し、県級以上の政府に対し、自然回復を主としつつ、人工再生と組み合わせるとの原則に基づき、湿地面積の回復と湿地生態系の質の向上を義務付け（第37条）、マングローブ湿地と泥炭湿地の再生について特に規定を設け（第40条、第41条）、重要湿地については、再生プランを制定し（第42条）、プランに基づき再生を進めることを義務付け、省級以上の政府が検証を行い、再生状況を公開することとした（第43条）。

6 法的責任

罰則規定のない「規定」に対し、本法では、政府関係部門の不作为、職権乱用等（第51条）、建設事業での重要湿地の占用（第52条、第53条）、マングローブ湿地での池の造成、有害種の繁殖（第56条）、泥炭湿地での違法な泥炭採掘や排水（第57条）等に対する罰則規定がある。また、失われた湿地の面積又は体積に応じて過料の金額を決定する規定（第52条～第54条、第56条、第57条）は、湿地と同じく国家林業・草原局が主管し、数値目標が設定されている森林を扱う森林法⁽⁶¹⁾などには見られないものである。

おわりに

2021年10月11～15日、生物多様性条約の第15回締約国会議の第1部が、中国の雲南省昆明市で開催され、第2部が2022年4月25日～5月8日に開催されることが予定されている⁽⁶²⁾。また、ラムサール条約の第14回締約国会議は、中国が初めて開催国となり、2021年、湖北省武漢市で開かれる予定であったが、新型コロナウイルス感染症を理由として、2022年11月に

(58) 「国家发改委就健全生态保护补偿机制答问」2016.5.17. 国务院新闻办公室 <<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/gbwxwfbh/xwfbh/fzggw/Document/1478071/1478071.htm>>

(59) 「国务院办公厅关于健全生态保护补偿机制的意见」（国办发[2016]31号）2016.5.13. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-05/13/content_5073049.htm>

(60) 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于深化生态保护补偿制度改革的意见》」2021.9.12. 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/12/content_5636905.htm>

(61) 「中华人民共和国森林法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3MWU5ZTE4MTAxNzI3ZTU1NDM2MjdmNTI%3D>> 2019年12月28日改正、2020年7月1日施行。

(62) 「生物多様性条約第15回締約国会議等第一部の結果概要」2021.10.21. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_003730.html>

延期されている⁽⁶³⁾。

2021年10月の「生物多様性保護の一層の強化に関する意見」⁽⁶⁴⁾では、湿地保護率を、2021年現在の52.65%から、2025年までに55%、2035年までに60%前後にまで引き上げるという目標を設定している。中国の環境問題に対する取組が国内外の注目を浴びるタイミングに合わせて制定された湿地保護法は、中国の環境公約を実現するための強力な法律的手段としても期待されている。

(ゆの もとお)

(63) “Draft Resolution on the Postponement of the 14th Meeting of the Conference of the Contracting Parties (COP14),” [2021.10.14] . Ramsar website <https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/excop3_8.1_dr_postponement_cop14_e.pdf>; 2021年10月25日から11月4日、オンライン形式による締約国の特別会合が開かれた。
“Conference Report.” *idem* <https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/excop3_report_e.pdf>

(64) 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于进一步加强生物多样性保护的意见》」前掲注(23)

中華人民共和国湿地保護法

中华人民共和国湿地保护法

(2021年12月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第32回會議にて可決、同日中華人民共和国主席令第102号により公布、2022年6月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生 訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 湿地資源の管理
- 第3章 湿地の保護及び利用
- 第4章 湿地の再生
- 第5章 監督検査
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条

湿地の保護を強化し、湿地の生態機能及び生物多様性を維持し、生態の安全⁽¹⁾を保障し、生態文明の建設⁽²⁾を促進し、人と自然の調和共生を実現するため、この法律を制定する。

第2条

中華人民共和国の領域及びその他の管轄する海域内で、湿地の保護、利用、再生及び関係する管理活動に従事するとき、この法律を適用する。

この法律にいう湿地とは、顕著な生態機能を有する自然又は人工のもので、年間を通じて又は季節的に現れる浸水地帯又は水域をいい、低潮時の水深が6メートルを超えない海域も含むが、水田並びに養殖に使用される人工の水域及び干潟を除く。国は、湿地に対し、級別管理及びリスト制度を実施する。

河川、湖沼、海域等の湿地の保護、利用及び関係する管理活動は、ほかに「中華人民共和

* この翻訳は、「中华人民共和国湿地保护法」(2021年12月24日公布、2022年6月1日施行) 国家法律法規数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZDk5YTY1MTAxN2RIYjZmZDI0NTMzYWY%3D>> を訳出したものである。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年2月22日である。

- (1) 習近平政権の安全保障原則である総合的国家安全観(「总体国家安全观」)において、生態の安全は、国家安全を構成する重要領域の一つに位置付けられている。岡村志嘉子「中国の新たな国家安全法制—国家安全法と反テロリズム法を中心に—」『外国の立法』No.267, 2016.3, p.225. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914666_po_02670009.pdf?contentNo=1>
- (2) 「生態文明建設」は、2007年10月の中国共産党第17回全国代表大会における胡錦濤総書記(当時)の報告で提起された国の発展目標の一つである。

国水法」⁽³⁾、「中華人民共和国洪水防止法」⁽⁴⁾、「中華人民共和国水污染防治法」⁽⁵⁾、「中華人民共和国海洋環境保護法」⁽⁶⁾、「中華人民共和国長江保護法」⁽⁷⁾、「中華人民共和国漁業法」⁽⁸⁾、「中華人民共和国海域使用管理法」⁽⁹⁾等の関係法律の規定を適用しなければならない。

第3条

湿地保護は、保護の優先、厳格な管理、体系的なガバナンス、科学的な再生、合理的な利用という原則を堅持し、水源のかん養、気候調節、環境の改善、生物多様性の維持等の、湿地の多様な生態機能を発揮させるものでなければならない。

第4条

県級⁽¹⁰⁾以上の人民政府は、湿地保護を国民経済・社会発展計画⁽¹¹⁾に盛り込み、さらに、湿地保護業務の実施に必要な経費を、権限区分⁽¹²⁾の原則に基づき、予算に盛り込まなければならない。

県級以上の地方人民政府は、当該行政区域内の湿地保護に責任を負い、措置を講じて湿地面積の安定を保ち、湿地の生態機能を向上させる。

郷・鎮の人民政府は、大衆を組織して、湿地保護の関係業務をよく遂行し、村民委員会⁽¹³⁾はこれに協力する。

第5条

国務院の林業・草原主管部門は、湿地資源の監督管理の責任を負い、湿地保護計画及び関係する国家基準の起草並びに湿地の開発利用の監督管理の責任を負う。国務院の自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村等の他の関係部門は、所管の分担に従い、湿地の保護、再生及び管理の関係業務を担当する。

国務院の林業・草原主管部門は、国務院の自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村等の他の主管部門との合同により連携して、湿地保護の協力及び情報通報の体制を構築する。

第6条

県級以上の地方人民政府は、湿地保護における調整を強化しなければならない。県級以上の地方人民政府の関係部門は、所管の分担に従い、湿地の保護、再生及び管理に関する業

(3) 「中华人民共和国水法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4MTEyNTA4ZWQ%3D>> 2016年7月2日改正、2016年9月1日施行。

(4) 「中华人民共和国防洪法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4MTIyNTA4Zjc%3D>> 2016年7月2日改正、2016年9月1日施行。

(5) 「中华人民共和国水污染防治法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4NTA0NTA5ZmI%3D>> 2017年6月27日改正、2018年1月1日施行。

(6) 「中华人民共和国海洋环境保护法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4NzgxZDBhYWY%3D>> 2017年11月4日改正、2017年11月5日施行。

(7) 「中华人民共和国长江保护法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTI2NWRkNDExNzZhODkxMjY2NjI4NjM%3D>> 中華人民共和国主席令第65号、2020年12月26日公布、2021年3月1日施行。

(8) 「中华人民共和国渔业法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3NmExMTA3MDM%3D>> 2013年12月28日改正、2014年3月1日施行。

(9) 「中华人民共和国海域使用管理法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY2MTNlMzAyOTk%3D>> 中華人民共和国主席令第61号、2001年10月27日改正、2002年1月1日施行。

(10) 中国の地方行政区分は、省級、地区（市）級、県級、郷級の4階層から成る。

(11) 中国語原文は「国民经济和社会发展规划」。政府が策定するいわゆる5か年計画を指す。

(12) 中国語原文は「事权划分」。中央政府及び各地方政府の行政権限及び財政支出責任を明確に区分する原則をいう。

(13) 農村部における行政末端の下に置かれる大衆の自治組織をいう。

務の責任を負う。

第7条

各級人民政府は、湿地保護の宣伝教育及び科学的知識の普及業務を強化し、湿地保護の日、湿地保護宣伝週間等⁽¹⁴⁾を通じて、宣伝教育活動を行い、社会全体の湿地保護の意識を強化しなければならない。また、基層の大衆的自治組織⁽¹⁵⁾、社会組織及びボランティアが、湿地保護に係る法律法規及び湿地保護の知識の宣伝活動を行い、湿地保護の良好な風潮を醸成するように奨励しなければならない。

教育主管部門及び学校は、教育・教授活動の中で、学生の湿地保護に係る意識の醸成に注力しなければならない。

報道メディアは、湿地保護に係る法律法規及び湿地保護の知識の公益的な宣伝を行い、湿地を破壊する行為について世論監督⁽¹⁶⁾を行わなければならない。

第8条

国は、組織及び個人が、法に従い、寄付、資金援助、ボランティア等の方法により、湿地保護活動に参加することを奨励する。

湿地保護の方面で顕著な功績のある組織又は個人に対し、国の関係規定に基づき、表彰及び報奨を行う。

第9条

国は、湿地保護に係る科学技術の研究開発及び応用普及の推進を支援し、湿地保護の専門技術人材の育成を強化し、湿地保護の科学技術水準を向上させる。

第10条

国は、湿地保護に係る科学技術、生物多様性、渡り鳥の移動⁽¹⁷⁾等の面での国際協力及び交流を支援する。

第11条

いかなる組織及び個人も、湿地を保護する義務を有し、湿地を破壊する行為に対し、通報し、又は告発する権利を有し、通報又は告発を受けた機関は、速やかにこれを処理し、法に従い通報者及び告発者の適法な権利・利益を保護しなければならない。

第2章 湿地資源の管理

第12条

国は、湿地資源の調査評価制度を構築する。

国務院の自然資源主管部門は、国務院の林業・草原等の関係部門との合同により連携して、全国の湿地資源の調査評価を定期的に行い、湿地の種類、分布、面積、生物多様性、保護及

(14) 中国語原文は「湿地保护宣传周」。貴州省など一部の省では、湿地保護宣伝週間を毎年実施している。

(15) 中国語原文は「基层群众性自治组织」。都市及び農村の行政末端レベル（住民の居住区）に設置される組織である居民委員会又は村民委員会を指す。

(16) 中国語原文は「舆论监督」。憲法第41条の意見表明の権利等に基づき、人民がメディアを通じ、国の機関等に対し行う意思表示をいう。「【舆论监督】」2013.6.5. 人民网 <<http://qzlx.people.com.cn/n/2013/0605/c364582-21747370.html>>

(17) 例えば、日中両国で締結された「渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（昭和56年条約第6号）外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S56-247.pdf>> 等がある。

び利用の状況等について調査を行い、統一的な情報発信及び共有の体制を構築しなければならない。

第13条

国は、湿地面積の総量管理制度を実施し、湿地面積の総量管理目標を湿地保護目標責任制⁽¹⁸⁾に盛り込む。

国務院の林業・草原、自然資源の主管部門は、国務院の関係部門との合同により連携して、全国の湿地資源状況、自然変化状況及び湿地面積総量管理の要件に基づき、全国並びに各省、自治区及び直轄市の総量管理目標を確定し、国務院の認可を受ける。地方各級の人民政府は、効果的な措置を講じ、湿地面積総量管理目標の要件を達成しなければならない。

第14条

国は、湿地に対し、級別管理を実施し、生態的地位⁽¹⁹⁾、面積並びに生態機能及び生物多様性を維持する上の重要度に応じて、湿地を重要湿地と一般湿地に区分する。重要湿地には、国家重要湿地及び省級重要湿地が含まれ、重要湿地以外の湿地を一般湿地とする。重要湿地は、法に従い、生態保護レッドライン⁽²⁰⁾に区分する。

国務院の林業・草原主管部門は、国務院の自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村等の関係部門との合同により連携して、国家重要湿地のリスト及び範囲を公表し、さらに保護標識を設置する。国際重要湿地は、国家重要湿地リストに盛り込まなければならない。

省、自治区、直轄市の人民政府又はそれらが授権する部門は、省級重要湿地のリスト及び範囲を公表し、さらに国務院の林業・草原主管部門に報告する責任を負う。

一般湿地のリスト及び範囲は、県級以上の地方人民政府又はそれらが授権する部門が公表する。

第15条

国務院の林業・草原主管部門は、国務院の関係部門との合同により連携して、国民経済・社会発展計画、国土空間計画⁽²¹⁾及び生態環境保護計画⁽²²⁾に基づき、全国湿地保護計画を策定し、国務院又はその授権する部門の認可後、実施を手配しなければならない。

県級以上の地方人民政府の林業・草原主管部門は、関係部門との合同により連携して、当該級の国土空間計画及び1級上〔の政府〕の生態環境保護計画に基づき、当該行政区域内の湿地保護計画を策定し、当該級の人民政府の認可後、組織して実施しなければならない。

湿地保護計画は、湿地保護の目標・任務、全体配置、保護再生重点及び保障措置等の内容を明確にしなければならない。認可を経た湿地保護計画に調整の必要があるときは、当初の認可手続に従い処理する。

湿地保護計画の策定は、流域総合計画⁽²³⁾及び洪水防止計画等の計画と関係していなけれ

(18) 目標責任制とは、地方政府の責任者が目標を設定し、その達成状況を人事評価に反映させる制度をいう。

(19) 中国語原文は「生态区位」。生物種が、生態系での競争を経て確保した、生存環境等の地位（ニッチ niche）を指す。

(20) 中国語原文は「生态保护红线」。森林、草原、湿地などを含む生態系空間のうち、とりわけ重要な生態機能を有し、強制性のある厳格な保護を必要とする区域を指す。「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于划定并严守生态保护红线的若干意见》」2017.2.7. 中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5174504.htm>

(21) 中国語原文は「国土空间规划」。従来の主体機能区計画、土地利用計画、都市農村計画等を統合したもので、総体計画、詳細計画、各種専門計画からなり、国、省、市・県等の各級で策定される。

(22) 中国語原文は「生态环境保护规划」。5か年計画期間中の生態環境保護の目標、計画等を国務院が策定したもの。

(23) 中国語原文は「流域综合规划」。水法第14条では、水資源の開発・利用、水害防止等のため、河川流域及び

ばならない。

第16条

国务院の林業・草原、標準〔規格〕化の主管部門は、国务院の自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村の主管部門との合同により連携して、湿地の等級別分類、観測・早期警戒、生態再生等の国家規格の制定を手配する。国家規格に規定がないときは、法に従い地方規格を制定し、かつ届け出ることができる。

第17条

県級以上の人民政府の林業・草原主管部門は、湿地保護の専門家諮問体制を構築し、湿地保護計画の策定、湿地リストの制定、関係基準の制定等のため、評価・論証等のサービスを提供する。

第18条

自然資源の権利登記で湿地に関わるものを行うときは、規定に従い、湿地の地理的座標、空間の範囲、類型、面積等の情報を記載しなければならない。

第19条

国は、湿地の占用を厳格に統制する。

国家重要湿地の占用を禁止するが、国家の重大プロジェクト、防災減災プロジェクト、重要な水利及び保護設備プロジェクト、湿地保護プロジェクト等は除く。

建設事業の場所及び経路の選定は、湿地を避けなければならない、避けることができないときは、可能な限り占用を減らし、さらに、必要な措置を講じ、湿地の生態機能に対する負の影響を軽減しなければならない。

建設事業計画における場所及び経路の選定に係る審査承認又は認可の時に、それが国家重要湿地に関わるときは、国务院林業・草原主管部門の意見を求めなければならない。省級重要湿地又は一般湿地に関わるときは、管理権限に従い、県級以上の地方人民政府が授権した部門の意見を求めなければならない。

第20条

建設事業が湿地の占用を一時的に必要とするときは、「中華人民共和国土地管理法」⁽²⁴⁾、「中華人民共和国水法」、「中華人民共和国森林法」⁽²⁵⁾、「中華人民共和国草原法」⁽²⁶⁾、「中華人民共和国海域使用管理法」等の関係する法律法規の規定に従い、処理しなければならない。湿地の一時的な占用の期限は、通常は2年を超えてはならず、さらに、一時的に占用した湿地に、恒久的建築物を建設してはならない。

湿地の一時的な占用の期限が満了して1年以内に、土地を使用した組織又は個人は、湿地の面積及び生態条件を回復させなければならない。

第21条

洪水防止、航路、港湾又はその他の水利事業のために河道管理の範囲及び洪水貯留区内に

区域ごとに、総合計画と専門計画を策定することを規定する。

(24) 「中華人民共和国土地管理法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjNjYmIzYzAxNmY0NjI2OTAzNDI3ZmM%3D>> 2019年8月26日改正、2020年1月1日施行。

(25) 「中華人民共和国森林法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3MWU5ZTE4MTAxNzI3ZTU1NDM2MjdmNTI%3D>> 2019年12月28日改正、2020年7月1日施行。

(26) 「中華人民共和国草原法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3YWlyMmI4YTAxN2FiZDVhZDI4NjA1N2E%3D>> 2021年4月29日改正、2021年4月29日施行。

ある湿地を占用する場合を除き、法に従い認可を受け、重要湿地を占用する組織は、その地域の自然条件に基づき、占用する湿地の面積と質的に相当する湿地を復旧し、又は再建しなければならない。復旧し、又は再建するための条件がないときは、湿地復旧費を納付しなければならない。湿地復旧費を納付したときは、その他の同様の性質の復旧費用をさらに納付[することを要]しない。

湿地復旧費の納付及び使用管理規則は、国务院財政部門が、国务院の林業・草原等の関係部門との合同により連携して制定する。

第22条

国务院の林業・草原主管部門は、監視技術基準に従い、国家重要湿地の動態監視を行い、湿地の分布、面積、水量、生物多様性、脅威の状況等の変化に係る情報を速やかに把握しなければならない。

国务院の林業・草原主管部門は、監視データに基づき、国家重要湿地の生態状況について評価を行い、さらに、規定に従い、早期警戒情報を発信しなければならない。

省、自治区、直轄市の人民政府の林業・草原主管部門は、監視技術基準に従い、省級重要湿地の動態監視、評価及び早期警戒業務を行わなければならない。

県級以上の地方人民政府の林業・草原主管部門は、一般湿地に対する動態監視を強化しなければならない。

第3章 湿地の保護及び利用

第23条

国は、生態の優先及びグリーン発展⁽²⁷⁾を堅持し、湿地保護制度を整備し、湿地保護の政策的支援及び科学技術による支援体制を整備し、湿地の生態機能及び永続的利用を保障し、生態的メリット、社会的メリット及び経済的メリットの統合を実現する。

第24条

省級以上の人民政府及び関係部門は、湿地保護計画及び湿地保護の必要に基づき、法に従い湿地を国家公園、自然保護区又は自然公園に組み込む。

第25条

地方各級の人民政府及び関係部門は、措置を講じて、湿地及びその生物多様性に対する人為的活動の負の影響を予防し、抑制し、湿地汚染の防止を強化し、人為的要素及び自然的要素が引き起こす湿地の劣化を緩和し、湿地の生態機能の安定を維持しなければならない。

湿地の範囲内で観光、栽培、牧畜、水産養殖、水上輸送等の利用活動に従事するときは、湿地の自然状況の変化を避け、さらに、措置を講じて、湿地の生態機能への負の影響を軽減させなければならない。

県級以上の人民政府の関係部門は、環境影響評価、国土空間計画、海域使用、養殖、洪水防止等の関係する行政認可を行うときは、湿地に関係する利用活動の必要性及び合理性並び

(27) 中国語原文は「绿色发展」。生態環境の制約の下、環境保護を持続可能な発展の重要な支柱とする新しい発展モデルをいう。2015年、第13期5か年計画の発表以降、グリーン（発展）は、イノベーション、協調、開放、共有とともに、5大発展理念の一つに位置付けられ、これらは「新発展理念」と総称される。「什么样的发展才是绿色的？」2016.1.5. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/05/content_5030644.htm>

に湿地保護措置等の内容に対する審査を強化しなければならない。

第26条

地方各級の人民政府は、省級重要湿地及び一般湿地の利用活動に対し、種類別に指導を行い、組織及び個人が、湿地保護の要件に合致するエコツーリズム、エコ農業、エコロジー教育、自然体験等の活動を進めることを奨励し、栽培、養殖等の湿地利用の規模を適度に制限する。

地方各級の人民政府は、地域住民による湿地の管理・保護への参加を、関係組織が優先的に調整することを奨励しなければならない。

第27条

県級以上の地方人民政府は、重要湿地の生態機能を保障する必要性を十分考慮し、重要湿地周辺の産業構造を最適化しなければならない。

県級以上の地方人民政府は、特定対象向けの支援⁽²⁸⁾、産業移転、社会資金の誘引、コミュニティ単位での取組等の方式を採り、湿地周辺地域のグリーン発展を推進し、経済発展と湿地保護の調和を促進することができる。

第28条

湿地及びその生態機能を破壊する、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 自然湿地を開墾（干拓）し、水を抜き乾かし、又は自然湿地の水源を永久的に遮断すること。
- (2) 自然湿地をみだりに埋め立て、砂、鉱石をみだりに採掘し、土をみだりに採取すること。
- (3) 水汚染物質の排出基準を満たさない工業廃水、生活污水並びにその他の湿地を汚染する廃水及び汚水を排出し、固形廃棄物を投棄し、堆積させ、廃棄し、又は散乱させること。
- (4) 過度の放牧又は野生植物の乱獲、過度の漁労又は底引き網漁⁽²⁹⁾、過度の施肥、薬剤・飼料の投入等の、湿地を汚染する栽培・養殖行為
- (5) その他湿地及びその生態機能を破壊する行為

第29条

県級以上の人民政府の関係部門は、所管の分担に基づき、湿地の有害生物の監視業務を行い、速やかに有効な措置を講じて、湿地の生態系に対する有害生物による危害を予防し、制御し、除去しなければならない。

第30条

県級以上の人民政府は、国が重点的に保護する野生動植物が集中的に分布する湿地に対する保護を強化しなければならない。いかなる組織及び個人も、鳥類及び水生生物の生存環境を破壊してはならない。

水鳥を保護対象とする自然保護地及びその他の重要生息地において、魚類、底生生物の捕獲、鳥の卵の採取、鳥の巣の破壊等の、水鳥の生存・繁殖に危害を及ぼす活動に従事することを禁止する。バードウォッチング、科学研究及び科学普及活動等の実施には、安全な距離を保ち、鳥類による正常な採餌及び繁殖への影響を避けなければならない。

重要な水生生物の産卵場、餌場、越冬地及び回遊経路などの重要生息地では、保護措置を

(28) 中国語原文は「定向扶持」。

(29) 中国語原文は「灭绝式捕捞」。

実施しなければならない。法に基づく認可を得た、回遊経路での水門の設置又はえん堤の造成が、水生生物の回遊に影響を生じる可能性のあるときは、建設組織は、魚道設備を建設し、又はその他の救済措置を講じなければならない。

湿地に外来種を導入し、又は放出することを禁止し、導入する必要があるときは、科学的評価を行い、さらに法に従い認可を得なければならない。

第31条

国務院の水行政主管部門及び地方各級の人民政府は、河川及び湖沼の範囲内の湿地に対する管理及び保護を強化し、土地の状況に応じた措置により、水系の連結、河川の浚渫（しゅんせつ）、水源のかん養及び水土の保持等のガバナンス・再生措置を採り、河川の源流及び洪水貯留区、水土流出の深刻な区域等での湿地の開発利用活動を厳しく統制し、湿地及びその生物多様性に対する負の影響を緩和しなければならない。

第32条

国務院の自然資源主管部門及び沿海の地方各級の人民政府は、海浜湿地に対する管理及び保護を強化し、海浜湿地の埋立てを厳重に統制しなければならない。法に従い認可を受けた事業は、生態の保護・再生を同時に実施し、海浜湿地の生態機能に対する負の影響を軽減させなければならない。

第33条

国務院の住宅・都市農村建設主管部門及び地方各級の人民政府は、都市部にある湿地⁽³⁰⁾に対する管理及び保護を強化し、都市水系のガバナンス及び生態再生等の措置を講じ、都市湿地の生態の質を向上させ、雨水や洪水の調整・貯留、水質の浄化、余暇休息、科学普及教育等の都市湿地の機能を発揮させなければならない。

第34条

マングローブ湿地の所在地の県級以上の地方人民政府は、マングローブ湿地保護専門計画の策定を手配して、有効な措置を講じてマングローブ湿地を保護しなければならない。

マングローブ湿地は、重要湿地リストに掲載しなければならない。国家重要湿地の基準に合致するものは、国家重要湿地リストに優先的に掲載しなければならない。

マングローブ湿地の占用を禁止する。省級以上の人民政府の関係部門による評価を経て、国家重大プロジェクト、防災減災等のため確かに占用を要するときは、関係法律の規定に従い処理し、さらに、保護及び再生業務を十分に行わなければならない。関係する建設事業が、マングローブの所在する河口の水循環に係る状態⁽³¹⁾を改変し、マングローブの生長に比較的大きな影響を及ぼすときは、有効な措置を講じて負の影響を緩和しなければならない。

マングローブ湿地での池の造成を禁止し、マングローブの伐採、採掘、移植又はマングローブの種子の過度の採取を禁止し、マングローブの生長を害する生物種の散布、播種を禁止する。科学研究、医学・薬学又はマングローブ湿地の保護等のため、伐採、採掘、移植及び採取を要するときは、関係の法律法規に従い処理するものとする。

第35条

泥炭沼沢湿地の所在地の県級以上の地方人民政府は、泥炭沼沢湿地の保護専門計画を策定

(30) 中国語原文は「城市湿地」。

(31) 中国語原文は「水文情勢」。

し、有効な措置を講じて、泥炭沼沢湿地を保護しなければならない。

重要湿地の基準に合致する泥炭沼沢湿地は、重要湿地リストに掲載しなければならない。

泥炭沼沢湿地において泥炭を採掘し、又はみだりに地下水をくみ上げることを禁止する。泥炭沼沢湿地が蓄える水を外部に排出することを禁止するが、防災減災の必要によるものはこの限りでない。

第36条

国は、湿地の生態保護補償制度⁽³²⁾を構築する。

国務院及び省級人民政府は、権限区分の原則に基づき、重要湿地の保護に対する財政投入を強化し、重要湿地の所在地区に対する財政移転給付を拡大しなければならない。

国は、湿地生態保護地区と湿地生態受益地区の人民政府が、協議又は市場メカニズムを通じて、地区間での生態保護補償を行うことを奨励する。

生態保護等の公共の利益の必要のため、湿地の所有者又は使用者の適法な権利・利益が損なわれたときは、県級以上の人民政府が補償を行わなければならない。

第4章 湿地の再生

第37条

県級以上の人民政府は、自然回復を主とし、自然回復と人工再生を組み合わせるという原則を堅持し、湿地再生業務を強化し、湿地面積を回復し、湿地の生態系の質を高めなければならない。

県級以上の人民政府は、分断化が深刻な、又は機能が劣化した自然湿地に対し、総合的な整備及び再生を行い、生態機能の劣化が深刻な重要湿地を優先的に再生する。

第38条

県級以上の人民政府は、湿地の保護及び再生を手配するときは、水資源の賦存条件及び許容能力を十分考慮し、水資源を合理的に配置し、湿地の基本的な生態維持のための水需要に対して保障し、湿地の生態機能を維持しなければならない。

第39条

県級以上の地方人民政府は、科学的に論証をして、再生条件を備えた既存の湿地、劣化湿地、塩化湿地等について、土地の状況に即して措置を講じ、湿地の生態機能を回復させなければならない。

県級以上の地方人民政府は、湿地保護計画に従い、土地の状況に即して、水ガバナンス、土地の整備、植生の再生、動物保護等の措置を講じ、湿地の生態機能及び炭素吸収源としての機能を強化しなければならない。

耕地等を違法に占用して、人工湿地を作ることを禁止する。

第40条

マングローブ湿地の所在地の県級以上の地方人民政府は、生態機能重要区域、海洋災害リスク等級が比較的高い地域、絶滅危惧種保護区域、又は造林条件に比較的恵まれた地域のマ

(32) 政府の財政移転支出や市場取引などの手段を通じて、生態保護者が生態保護責任履行のために増えた支出やコストに対し、適切な補償を与える奨励的な支援制度をいう。「国家发改委就健全生态保护补偿机制答问」2016.5.17. 国务院新闻办公室 <<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/gbwxwfbh/xwfbh/fzggw/Document/1478071/1478071.htm>>

ングローブ湿地に対し、優先的に再生を実施し、劣化の深刻なマングローブ湿地に対し、救急的再生を行わなければならない。再生には、可能な限りその地域にある樹木種を用いなければならない。

第41条

泥炭沼沢湿地の所在地の県級以上の地方人民政府は、土地の状況に即した措置により、劣化した泥炭沼沢湿地の再生実施を組織し、さらに、泥炭沼沢湿地の類型、成長状況及び劣化の程度等に基づき、相応の再生措置を講じなければならない。

第42条

重要湿地の再生には、湿地再生プランを策定しなければならない。

重要湿地の再生プランは、省級以上の人民政府の林業・草原主管部門の認可を受けなければならない。林業・草原主管部門は、再生プランを認可する前に、当該人民政府の自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村等の関係部門の意見を求めなければならない。

第43条

重要湿地の再生は、認可を受けた湿地再生プランに基づき、行われなければならない。

重要湿地の再生が完了した後、省級以上の人民政府の林業・草原主管部門の検証に合格し、法に従い再生状況を公開しなければならない。省級以上の人民政府の林業・草原主管部門は、湿地再生後の事後管理及び動態監視を強化し、さらに、必要に応じて、再生効果の事後評価を進めなければならない。

第44条

違法な占用、採掘、開墾、埋め立て、汚染排出等の活動により、湿地の破壊を引き起こしたときは、違法行為者が再生の責任を負わなければならない。違法行為者に変更があったときは、その債権又は債務を継承した主体が再生の責任を負う。

大規模自然災害によって湿地が破壊され、湿地再生の責任主体が消滅し、又は特定できないときは、県級以上の人民政府が、再生の実施を組織する。

第5章 監督検査

第45条

県級以上の人民政府の林業・草原、自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村の主管部門は、この法律の規定に従い、所管の分担に基づき、湿地の保護、再生、利用等の活動に対し監督検査を行い、湿地を破壊する違法行為を法に従い調査し、処罰しなければならない。

第46条

県級以上の人民政府の林業・草原、自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村の主管部門が、監督検査を行うときは、次に掲げる措置を採る権利を有する。

- (1) 検査を受ける組織又は個人に質問し、監督検査事項に関わる状況に対する説明を行うよう要求すること。
- (2) 現場での検査を行うこと。
- (3) 関係する文書及び資料を閲覧し、複製すること、及び移転、廃棄、隠匿又は改ざんを受

けるおそれのある文書及び資料に対し、封印保管を行うこと。

(4) 違法な活動に関わる疑いのある場所、設備又は財物を差し押さえ、又は押収すること。

第47条

県級以上の人民政府の林業・草原、自然資源、水行政、住宅・都市農村建設、生態環境、農業農村の主管部門が、法に従い監督検査の所掌を履行するときは、関係する組織及び個人は、これに協力しなければならず、拒絶し、又は妨害してはならない。

第48条

國務院の林業・草原主管部門は、国家重要湿地の保護状況に対する監督検査を強化しなければならない。省、自治区、直轄市の人民政府の林業・草原主管部門は、省級重要湿地の保護状況に対する監督検査を強化しなければならない。

県級人民政府の林業・草原主管部門及び関係部門は、情報通信技術の手段を十分に活用し、湿地保護状況に対し、監督検査を行わなければならない。

各級人民政府及びその関係部門は、湿地保護の関係情報を法に従い公開し、社会による監督⁽³³⁾を受けなければならない。

第49条

国は、湿地保護の目標責任制を実施し、湿地保護を地方人民政府の総合成績評価の内容項目に組み込む。

湿地破壊の問題が顕著で、保護業務が不十分で、大衆からの訴えが大きい地区に対し、省級以上の人民政府の林業・草原主管部門は、関係部門との合同により連携して、当該地区の人民政府の主な責任者から事情聴取⁽³⁴⁾しなければならない。

第50条

湿地の保護、再生及び管理の状況は、指導幹部の自然資源資産の離任時監査⁽³⁵⁾に盛り込まなければならない。

第6章 法的責任

第51条

県級以上の人民政府の関係部門が、湿地を破壊する違法行為を発見し、又は違法行為の通報を受けながら、調査を行わず、法に従い処分せず、又は職務をおろそかにし、職権を乱用し、若しくは私情にとらわれて不正を働くその他の行為があるときは、直接責任を負う主管者及び他の直接責任者を法に従い処分する。

第52条

この法律の規定に違反して、建設事業がみだりに国家重要湿地を占用したときは、県級以上の人民政府の林業・草原等の主管部門は、所管の分担に基づき、違法行為を停止し、違法

(33) 中国語原文は「社会監督」。社会の大衆組織やメディア機関が国の機関等に対し行う監督行為であり、民主団体等による民主監督、報道メディアによる世論監督が含まれる。「【社会監督】」2013.6.5. 人民网 <<http://qzlx.people.com.cn/n/2013/0605/c364582-21746661.html>>

(34) 中国語原文は「约谈」。下級行政機関の問題に対し、話し合いを通じて指導し、是正を求める監督行為の一種をいう。「关于印发《生态环境部约谈办法》的通知」（环督察[2020]42号）2020.8.27. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-08/27/content_5538024.htm>

(35) 中国語原文は「离任审计」。法定代表者の在任中の経済的責任の履行状況に対する審査、鑑定、評価をいう。

に占用した湿地に建設した建設物、構築物及び他の設備を期限内に撤去し、湿地を再生し、又はその他の救済措置を講じることを命じ、湿地の違法占用面積に基づき、1平方メートルにつき1,000元⁽³⁶⁾以上1万元以下の過料に処す⁽³⁷⁾。違法行為者が、建設を停止せず、又は期限内に撤去しない場合は、行政処罰の決定を行った部門が、法に従い、強制執行を人民法院に申請する。

第53条

建設事業で重要湿地を占用しながら、この法律の規定に従い重要湿地を復旧せず、又は再建しなかったときは、県級以上の人民政府の林業・草原等の主管部門は、所管の分担に基づき、期限を付して、重要湿地を復旧し、又は再建することを命じる。期限を超えても改めないときは、県級以上の人民政府の林業・草原主管部門は、第三者に委託して代わりに履行させ、必要な費用は違法行為者が負担〔するものと〕し、湿地占用面積に基づき、1平方メートルにつき500元以上2,000元以下の過料に処す。

第54条

この法律の規定に違反して、自然湿地を開墾（干拓）し、又は埋め立てたときは、県級以上の人民政府の林業・草原等の関係主管部門は、所管の分担に基づき、違法行為を停止し、期限内に湿地を再生し、又はその他の救済措置を講じることを命じ、違法所得を没収し、湿地破壊の面積に基づき、1平方メートルにつき500元以上5,000元以下の過料に併せて処す。国家重要湿地を破壊したときは、湿地の被破壊面積に基づき、1平方メートルにつき1,000元以上1万元以下の過料に併せて処す。

この法律の規定に違反して、自然湿地から水を抜いて乾かし、又は自然湿地の水源を永久的に遮断したときは、県級以上の人民政府の林業・草原等の主管部門は、違法行為を停止し、期限を付して湿地を再生し、又はその他の救済措置を講じることを命じ、違法所得を没収し、5万元以上50万元以下の過料に併せて処す。重大な悪影響を及ぼした場合は、50万元以上100万元以下の過料に併せて処す。

第55条

この法律の規定に違反して、湿地に外来種を導入し、又は放出したときは、「中華人民共和国生物安全法」⁽³⁸⁾等の関係する法律法規に従い処理し、処罰する。

第56条

この法律の規定に違反して、マングローブ湿地内に池を造成したときは、県級以上の人民政府の林業・草原等の関係主管部門は、所管の分担に基づき、違法行為を停止し、期限内に湿地を再生し、又はその他の救済措置を講じることを命じ、湿地破壊の面積に基づき、1平方メートルにつき1,000元以上1万元以下の過料に処す。樹木に損害を与えたときは、期限を付して、損害を受けた株の1倍以上3倍以下の株数の樹木を植えて育てるよう命じ、損害を受けた株数が確定できないときは、同じ区域の同種類の樹種の生育密度に基づき株数を計

(36) 1人民元は、約17.9円（令和4年2月報告省令レート）。

(37) 水土保持法（「中华人民共和国水土保持法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDI1mZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3MTYzYzA1ZDc%3D>> 中華人民共和国主席令第39号、2010年12月25日改正、2011年3月1日施行）の第49条には、開墾禁止区域で開墾等をした場合、その面積1平方メートルにつき2元以下、体積1立方メートルにつき10元以下の過料に処すとする規定がある。

(38) 「中华人民共和国生物安全法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTI2NWRkNDExNzUzZmFjYjE5YTEyNWQ%3D>> 中華人民共和国主席令第56号、2020年10月17日公布、2021年4月15日施行。同法第81条には、外来種の導入、放出に対する処罰規定がある。

算するものとする。

この法律の規定に違反して、マングローブ湿地内に、マングローブの生長を妨げる生物種を散布し、又は播種したときは、県級以上の人民政府の林業・草原主管部門が、違法行為の停止を命じ、期限を付して除去させ、2万元以上10万元以下の過料に処す。重大な悪影響を及ぼした場合は、10万元以上100万元以下の過料に処す。

第57条

この法律の規定に違反して泥炭を採掘したときは、県級以上の人民政府の林業・草原等の関係主管部門は、所管の分担に基づき、違法行為を停止し、期限内に湿地を再生し、又は他の救済措置を講じることを命じ、違法所得を没収し、採掘した泥炭の体積に基づき、1立方メートルにつき2,000元以上1万元以下の過料に併せて処す。

この法律の規定に違反して、泥炭沼沢湿地から外部に水を排出したときは、県級以上の人民政府の林業・草原主管部門は、違法行為を停止し、期限内に湿地を再生し、又は他の救済措置を講じることを命じ、違法所得を没収し、1万元以上10万元以下の過料に併せて処す。情状が重い場合は、10万元以上100万元以下の過料に併せて処す。

第58条

この法律の規定に違反して、湿地再生プランを策定せず、又は再生プランに従い湿地を再生しなかったことにより、湿地の破壊を引き起こしたときは、県級以上の人民政府の林業・草原主管部門は、是正を命じ、10万元以上100万元以下の過料に処す。

第59条

湿地を破壊した違法行為者が、湿地の再生を規定の期限のとおりに行わず、又は再生プランのとおりに行わなかったときは、県級以上の人民政府の林業・草原主管部門は、第三者に委託して代わりに履行させ、これに要する費用は違法行為者が負担する [ものとする]。違法行為者が、破産宣告を受けた等の理由により再生能力を喪失したときは、県級以上の人民政府が、再生の実施を手配する。

第60条

この法律の規定に違反して、県級以上の人民政府の関係部門が法に従い行う監督検査を拒絶し、又は妨害したときは、2万元以上20万元以下の過料に処す。情状が重い場合は、生産・業務の停止、組織の整理を命じることができる。

第61条

この法律の規定に違反して、生態環境に損害を及ぼしたときは、国が規定する機関又は法律が規定する組織が、違法行為者に対し、再生の責任を負い、損失及び関係費用を賠償することを法に従い請求する権利を有する。

第62条

この法律の規定に違反して、治安管理的違反行為に該当するときは、公安機関は法に従い治安管理的処罰⁽³⁹⁾に処す。犯罪に該当するときは、法に従い刑事責任を追及する。

(39) 中国語原文は「治安管理的処罰」。刑事処罰には当たらない軽微な違法行為に対し、公安機関が与える処罰をいう。

第7章 附則

第63条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、[当該各号に定めるところによる。]

- (1) マングローブ湿地とは、マングローブ植物を主として構成される、近海及び海岸の潮間帯湿地をいう。
- (2) 泥炭沼沢湿地とは、泥炭の生成がある沼沢湿地をいう。

第64条

省、自治区、直轄市並びに区を設ける市⁽⁴⁰⁾及び自治州は、地域の実情に基づき、湿地保護の具体的な規則を制定することができる。

第65条

この法律は、2022年6月1日から施行する。

(ゆの もとお)

(40) 中国語原文は「设区的市」。市の下に区が設置されている比較的規模の大きい地区級市をいう。